

消費者教育推進地区便り

南部学区版 第15号 2019.1

回覧



南部学区の皆さまこんにちは。静岡市市民局生活安心安全課 消費生活センターです。

現在、消費者教育推進員の瀧が、今年度新たに消費者教育推進地区に指定した葵区三番町地区の皆様のお宅を戸別訪問しています。南部学区の皆様にも参考になると思いますので、戸別訪問して聞き取った内容の一部をご紹介します。



◆仮想通貨のパンフレットと申込書が郵送され、その後電話があり「パンフレットが届いた人だけに購入権利がある。購入希望者がいるが、権利がないので代わりに買って欲しくないか。お礼に5万円出す。」と言われたが、よくわからないので断った。

簡単にお金が手に入るという「うまい話」はありません。よくわからない話は、その場で契約しないようにしましょう。

◆母親が「日用品が安く買える。」と聞き近所の会場に出かけ、高額な羽毛布団を購入しようとしていた。家族が気がつき止めたので、幸い被害はなかった。

(SF商法)



安い日用品等につられて安易に会場に近づかないことが第一です。会場の雰囲気にもまれ、勧誘を断れないことがあります。



◆宅配便で荷物が届き、家族が頼んだのかと思い、代引きで数千円支払ったが、誰も頼んでおらず中身も安価な絵画だったので、だまされたと思った。

頼んでもいない商品を勝手に送り付けてきて、代金を払わせようとしています。家族と情報を共有し、送られてきても頼んでいないものはきっぱりと断り、受け取りを拒否しましょう。

(送り付け商法) (消費者庁イラスト集より)

消費生活センターに相談することも、消費者市民としての行動の一つです。

不審な勧誘を受けたり、消費者トラブルに巻き込まれそうになったら、たとえご自身は被害に遭わなかったとしても、周りの人の被害を防ぐために、ぜひ、消費生活センターにご連絡ください。消費生活センターに寄せられた相談は、国のデータベースに集約され、悪質な事業者に対する指導や、消費者を被害から守るための法律の改正などへとつながっていきます。

「消費者市民社会」とは

私たち一人ひとりが、自分のことだけでなく、周りの人や将来生まれてくる子供たち、社会や地球環境のことを考えて物を買う、使う、廃棄のことまで考えた消費行動をし、より良い社会を目指していくことです。

原野商法の二次被害にご用心！

「原野商法で購入した土地を買い取る」などの勧誘には**注意！**

過去に原野商法(※)で土地を購入した消費者に対して、「土地を買い取る」として勧誘がきますが、「他の土地を購入すれば売却時に税金がかからない」「購入費用は後で返す」「測量や手続き費用」と称して**更に代金を請求**されたりします。

「後でお金は返す」と言われても、その後、**事業者と連絡が取れなくなる**ことが多く、**一度お金を払ってしまうと取り戻すことは非常に困難**です。

少しでも**不審に感じたら**、すぐにお金を支払わずに**家族や消費生活センターに相談**しましょう。☆訪問販売や電話勧誘販売による取引は、契約書面を受け取った日から8日間は**クーリング・オフ**ができる場合もあります。

※原野商法とは、原野などの価値のない土地を騙して売りつける悪質商法のことです。



➡ **家族や、消費生活センターに相談**しましょう。

悪質商法の被害にあわないために！

出前講座のおしらせ

消費生活センターでは「**悪質商法の手口と対策**」について、S型デイサービスなどの集まりに伺って30分～1時間程度「**くらしの出張教室**」を実施しています。

しずおか市消費者協会「ハナミン劇団」の寸劇による啓発も、高齢者の方に好評です。悪質な被害に遭わないために、是非ご利用ください。

発行 静岡市市民局生活安心安全課 消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

消費生活に関する相談は、054-221-1056 まで

(専門の相談員による相談時間: 平日 9時～16時)

くらしの出張教室などの申込みは、054-221-1054 FAX 054-221-1291 まで